

専務	局長	係

## 新津商工会議所勤労者福祉共済給付金請求書

金 額	捨	万	千	百	拾	円

ただし、新津商工会議所勤労者福祉共済給付金として

新津商工会議所会頭  
内 訳

殿

給付種類	給付事由の内容			
	給付事由発生 年 月 日	給付該当者の 氏 名	会員との 続 柄	給付事由の説明

上記のとおり証明書を添えて請求します。

年 月 日

事業所名

会員番号 ー

請求者住所

請求者氏名 ㊟

## 領 収 書

金 額	捨	万	千	百	拾	円

上記の金額を受領しました。

年 月 日

受領者氏名 ㊟

# 勤労者福祉共済給付金添付書類一覧

区 分		給 付 額	給付申請のときに添付する書類		
祝 金	結 婚 (会員)	10,000 円	戸籍謄(抄)本、または婚姻届受理証明書の写し		
	出 産 (会員又は配偶者)	5,000	戸籍謄(抄)本、または母子手帳(出生届出済証明書)の写し		
	入 学 (会員の子の小学校、 中学校入学)	5,000	入学通知書の写し、または健康保険証の写し		
	銀 婚 (結婚 25 年目)	10,000	戸籍謄(抄)本		
弔 慰 金	死	会 員	50,000	死亡診断書、戸籍謄(抄)本(戸籍については死亡事項及び申請者との続柄がわかるもの)	
		配 偶 者	30,000	戸籍謄(抄)本(戸籍については死亡事項及び申請者の続柄がわかるもの)	
	亡	子・親 (養・義・継父母も含む。 同居、別居を問わない。)	5,000	死亡が証明できる書類、場合によっては戸籍謄(抄)本、住民票(除票)の写し(戸籍については死亡事項及び申請者との続柄がわかるもの)	
見 舞 金	傷 病	休業 14 日以上	5,000	医師の証明書 (領収書の写し、診断書の写し等) 事業主の休業証明書	
		休業 30 日以上	10,000		
		休業 90 日以上	20,000		
	住 宅 災 害	火災等	建物の損害 50%以上	100,000	消防署の証明書
			建物の損害 20%以上 50%未満	50,000	
		建物の損害 20%未満	25,000		
害	自然災害	建物の損害 70%以上	25,000		
		建物の損害 20%以上 70%未満	15,000		
ほう 賞 金	永年勤続	同一企業に 5 年	5,000	事業主の勤続証明書	
		同一企業に 10 年	10,000		
		同一企業に 15 年	20,000		
餞 別	会員(従業員)が退職した時 但し、入会以後同一企業に5年以上勤務した会員を 対象とする。	3,000	会員資格喪失届 事業主の勤続証明書		
	会員(事業主)が廃業した時 但し、入会以後5年以上経過した会員を対象とする。		勤労者福祉共済脱退申出書 廃業届		

※死亡時における請求については、事前に事務局にご連絡ください。

※給付申請は事由発生の日から一年以内です。

早めに申請しましょう。